

万博国際交流プログラム
(令和7年度内閣官房事業)
事業支援の申請要項

内閣官房

国際博覧会推進本部事務局

1	本事業のねらい	3
2	申請することができる主体	4
3	申請の単位・申請先	4
4	申請の要件及び計画策定の留意点	5
5	内閣官房事業対象自治体の選定方法	5
6	主な対象経費及びその定義	7
7	事業実施上の注意点	8
8	別添	8

1 本事業のねらい

- ・ 内閣官房では、大阪・関西万博を契機に、全国各地域において、地域住民と万博参加国・地域の関係者が、地方公共団体の事業を通じて継続的に国際交流していくための枠組み「万博国際交流プログラム」を実施しています。
- ・ 万博国際交流プログラムは、万博会期前～万博会期中～万博会期後において、参加国・地域との相互理解や国際交流を通じた地域の課題解決・活性化などの取組みを支援することとしており、令和7年度は、万博会期中及び万博会期後の交流の取組を支援するものです。
- ・ 万博国際交流プログラムは、「内閣官房事業による支援」及び「地方交付税措置」の2事業により支援を行う枠組となっており、内閣官房事業においては、自治体の行うアフリカ・中南米・中東・大洋州島嶼国との交流及び能登半島地震被災地域の行う交流を支援します。

※地方交付税措置では、自治体の行う欧州、北米、アジア及びオーストラリア連邦との交流を支援（対象経費の1／2）しています。

- ・ 内閣官房事業では、①アフリカ地域、②中東地域、③中南米地域、④大洋州島嶼国地域の各地域と日本の自治体の交流を効率的・効果的に促進する仕組みを調査するため、内閣官房が委託する事業者が事務局となり、事業のマネジメント等を実施します。
- ・ さらに、令和6年能登半島地震により被災した自治体の中には、被災後も万博国際交流プログラムへの強い参加意向があるものの、被災後、相手国との調整に深刻な遅れが発生している等の理由で万博国際プログラムへの登録申請ができない状況にない自治体も存在します。このような被災地域の現状を踏まえ、本事業では、万博国際交流プログラムの継続に向け被災地域と相手国（交流相手国の対象地域に制限はありません）との交流等を継続・発展させるための効果的な交流手法を調査し、支援を行うことを目指しています。

2 申請することができる主体

- ・ 令和7年度内閣官房事業に申請できるのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める地方公共団体のうち、万博国際交流プログラム推進要綱（令和6年1月19日内閣官房国際博覧会推進本部事務局決定）第3（3）の規定に基づき、令和6年度中に万博国際交流自治体として登録されている地方公共団体です。
- ・ さらに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める地方公共団体のうち、万博国際交流プログラム推進要綱（令和6年1月19日内閣官房国際博覧会推進本部事務局決定）第3（3）の規定に基づき、令和6年度中に万博国際交流自治体として登録されている地方公共団体であり、かつ「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」（政府の非常災害対策本部）記載の震度5強以上の自治体として記載されている自治体も申請ができます。
（参考）令和6年能登半島地震による被害状況等について（内閣府防災情報のページHP）
<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/index.html>
- ・ 一又は二の自治体によるものに加え、申請の代表となる団体を定めたうえで、複数の自治体（都道府県と市区町村の組み合わせを含みます。）が連携して申請することも可能です。
- ・ 民間事業者等は申請主体にはなれませんが、民間事業者等と連携した交流等を内容として申請することは可能です。より広域に万博の開催効果を波及させる観点から、幅広い主体と連携した計画を作成していただくようお願いします。

3 申請の単位・申請先

- ・ 一の申請主体につき、一の申請書（別添1）に必要事項を記載の上、下記の申請先にメールで送付してください。なお、第一回目の選定については、令和7年2月14日（金）で締め切りしました。第二回目以降の申請締め切りについては下記のとおりとなります。

第一回目の選定 令和7年2月14日（金）締め切り

第二回目の選定 令和7年3月21日（金）締め切り

第三回目の選定 令和7年4月30日（水）締め切り

第四回目の選定 令和7年5月30日（金）締め切り

第五回目の選定 令和7年6月30日（月）締め切り

※第五回目の選定が最終の選定となりますので、ご注意ください。

- ・ 申請先

【アフリカ地域及びその他地域担当事業者】近畿日本ツーリスト株式会社

kokusai_koryu_expo2025@or.kntct.com

【内閣官房国際博覧会推進本部事務局】

naikakukanbou.expo2025.w2x@cas.go.jp

4 申請の要件及び留意点

- ・ 令和6年度中に万博国際交流自治体として登録されていること。
- ・ 令和7年能登半島地震被災地域内閣官房事業に申請する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める地方公共団体のうち「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」（政府の非常災害対策本部）記載の震度5強以上の自治体であること。
- ・ 本事業の申請の際には、交流計画等に関し首長の了解を得てください。

5 支援の決定方法

- ・ 令和7年度内閣官房事業については、今後、内閣官房が委託する事業の受注者が設置する選定委員会により、アフリカ地域で35件程度、中東地域、中南米地域、大洋州島嶼国（オーストラリア連邦を除く）地域で27件程度を上限に支援する自治体を選定予定です。

※外務省ホームページ上の地域区分による。

- ・令和6年度能登半島地震被災地域については、今後、内閣官房が委託する事業の受注者が設置する選定委員会により、2件程度（交流相手国の対象地域に制限はありません）を上限に支援する自治体を選定する予定です。
 - ・選定委員会は、各地域の選定上限に達するまで実施し、選定結果については、申請した団体に対して通知します。
 - ・各地域の予算上限があるため、公募状況によっては、早期に募集終了となる場合がありますのでご承知おきください。
-

6 主な対象経費及びその定義

- ・ 調査対象プロジェクト事業費として認められる経費は次のとおりです。
 （例）万博関係者の招聘に係る経費、万博関係者との交流に係る経費（但し、食糧費を除く）、相手国との相互の往来に係る経費 等

区分	経費区分	内容
事業費	旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費・日当 ※相手国関係者等の交流相手の招へいに係る経費 ※自治体住民の交流に伴う相手国への海外渡航に係る経費
	会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料等）
	謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価等）
	借料及び損料	事業を行うために必要な会場借料、機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費 ※地域 PR 品等は事業費として認めない
	外注費	受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの （例）通信運搬費（郵便料、運送代等）

※1 自治体職員が交流事業のために相手国へ渡航し、調査・交渉等を行うための旅費も対象となります。

※2 食糧費等個人に直接利益を及ぼす経費は対象外となります。なお、万博会場へのチケット取得に係る費用は「個人に直接利益を及ぼす経費」に含まれますので支援の対象外となります。

※3 令和6年度補正予算に基づき、一の調査対象プロジェクトにつき、経費の上限は、原則、760万円とし、特にこどもの交流を中心とする取組については原則、960万円を上限とします。

7 事業実施上の注意点

- ・ 調査対象自治体は、受注者が実施する事業の進捗管理、動画による記録、事業に参加した地域住民へのアンケート調査及び成果の取りまとめにご協力をお願いします。
- ・ 調査対象プロジェクト事業費の精算に当たっては、受注者が指定する期日までに精算を完了してください。なお、用途によっては事業費の対象外となる場合もありますので、ご不明な点は受注者及び内閣官房とあらかじめ調整を行ってください。
- ・ 令和7年度の内閣官房事業については、令和7年12月31日（水）までに終了させてください。

8 別添

申請書の作成にあたり、以下の別添資料を参考としてください。

- 1 令和7年度内閣官房事業申請書
- 2 万博国際交流プログラムにおける万博会場内での交流に際する「入場チケット」の考え方について
- 3 令和7年度における万博国際交流プログラム推進のための地方財政措置の考え方について

万博国際交流プログラム（令和7年度内閣官房事業）事業支援の申請要項
令和7年3月第3版作成

＜本稿に対する問い合わせ先＞

内閣官房国際博覧会推進本部事務局 万博国際交流プログラム担当

電話：03-3519-3615

受付時間：平日 9:30～18:15

E-mail：naikakukanbou.expo2025.w2x@cas.go.jp